

選挙等における支援について

1 みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成30～32年度）における取組

みえ障がい者共生社会づくりプランにおいて、選挙等における配慮の取組として行われることとされているものは、次のとおり（最終案50頁）。

(5) 選挙等における配慮

- ①投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化を働きかけます。
- ②自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度の活用および正しい利用方法について、周知を図ります。
- ③県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版（カセット版、DAISY版）を提供します。
- ④知事選挙において、手話通訳付きの政見放送を実施します。また、手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。

2 選挙公報の発行等

(1) 選挙公報の発行

- ①国政選挙、都道府県知事選挙：**義務**
- ②都道府県議会議員選挙、市町村議会議員又は市町村長の選挙：**任意**
※三重県議会議員選挙は、三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例により、発行を義務付け。

(2) 掲載文の申請

公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載文を添えて、選挙管理委員会に、**文書で申請**

※申請するかどうかについては、公職の候補者に委ねられている。